

令和5年度版 60歳以後の年金額調整のしくみ 【追 補】

雇用保険の基本日額等が令和5年8月1日から変更されたことに伴い、該当部分が下線のように変更されました。

●6頁「賃金の減少を補う雇用保険の「高年齢雇用継続給付」

ただし、賃金月額が支給限度額（370,452円*²）以上の人は受けられません。

*2 令和6年7月までの金額です（毎年8月に見直されます）。

●7頁「●基本手当日額（基本手当は、退職前の賃金に基づいて1日単位で計算される）」

*賃金日額、基本手当日額には年齢に応じて上限があります。退職時の年齢が60～64歳の場合、

賃金日額が16,210円、基本手当日額が7,294円です（令和5年8月から令和6年7月までの金額）。

賃金日額に応じた率

賃金日額 給付率	<u>2,746円</u> 以上 <u>5,110円</u> 未満	<u>5,110円</u> 以上 <u>11,300円</u> 以下	<u>11,300円</u> 超 <u>12,580円</u> 以下	<u>12,580円</u> 超
60歳未満	80%	80～50%		50%
60歳以上 65歳未満		80～45%	45%	